



報道発表資料の配付日時 6月14日(火) 16時45分

発表項目 (行事名)	北方四島周辺水域の安全操業に関する要請について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>令和4年6月14日、外務大臣や農林水産大臣をはじめ両省の関係者あてに、北方四島周辺水域の安全操業に関する要請を行いましたので、お知らせします。</p> <p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> 要請書(表紙及び本文) 		
参考			

報道(取材) に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)	同時レク

担当 (連絡先)	水産林務部水産局漁業管理課 国際漁業係 (担当者: 笠谷) TEL ダイヤルイン 011-204-5487 内線 28-402
-------------	---

様

北方四島周辺水域の 安全操業に関する要請書

令和4年6月
北海道

北方四島周辺水域の安全操業に関する要請について

国におかれましては、日本とロシアの漁業協定に基づく安全操業に関し、スケトウダラをはじめとする各種漁業の操業機会の確保に向け、積極的な外交交渉を行うなど、多大な尽力をいただいておりますことに対し、深く感謝申し上げます。

安全操業は、北方四島隣接地域における基幹漁業の一つとして重要な役割を果たしておりますが、先般6月7日に、ロシア外務省が、一方的に協定の履行を停止する措置を発表したことは、大変遺憾であります。

本漁業は、秋冬期における大変重要な漁業であり、乗組員などの雇用はもとより、水産加工業をはじめとする関連産業の裾野も広く、道東地域の経済に大きく貢献しており、このまま協定の履行が停止され、操業が叶わなかった場合、地域に与える影響は極めて大きなものとなります。

つきましては、このような本道の実情をご理解いただき、北方四島周辺水域の安全操業による各種漁業が、例年どおり協定の下で行われるよう、ロシアに対し強力に働きかけていただくなど、特段のご高配を賜りたくお願いいたします。

令和4年6月14日

北海道知事 鈴木 直道